明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方税法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**一）　一
○特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**四）　八
〔告　示〕
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**内閣府**二）　二
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（**総務**七）　二
○港湾法第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始した件の一部を改正する告示（**国土交通**一〇二）　二〇
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**同**一〇二）　三
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**九～一六）　三
○道路に関する件（**中部地方整備局**六）　三三
○道路に関する件（**近畿地方整備局**六、七）　三四
○道路に関する件（**中国地方整備局**二）　三四
○道路に関する件（**九州地方整備局**三）　三四
〔公　告〕
諸事項　三四
裁判所
破産、免責関係　三四
特殊法人等
企業年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金解散・清算人就任、令和三年度マンション管理士試験合格者、日本弁護士連合会懲戒処分・公示送達関係　三九
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、特定空家等の除去命令関係　四四
会社その他
会社決算公告　四六

省令

○総務省令第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）、特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月十四日

総務大臣　金子　恭之